

あさひかわ健幸運動教室実施業務に係る質疑及び回答事項

あさひかわ健幸運動教室実施業務に係る公募型プロポーザル実施要領第7に基づく質疑に対する回答は次のとおりです。

質問年月日 令和8年 1月15日

業務名	あさひかわ健幸運動教室実施業務	
質 疑 事 項	回 答 事 項	
<p>① 法人からの手上げは例年何者があるので しょうか。</p> <p>② 企画提案の評価について、傾向等はあ るのでしょうか。</p> <p>③ 仕様書「2 プログラム」(3)及び (4) について、具体的にはどのような内容を 考えたらよいのでしょうか。</p>	<p>① 令和6年は2者、令和7年は2者でした。</p> <p>② 評価基準内の審査項目2「実施内容について」は点数差が生じる傾向にあります。傾向要因として、当該項目は各法人が企画するプログラム内容や教室運営上の工夫点について記載を求めている点が挙げられます。当該項目に係る内容は、教室参加者の充実度や自主化等に直結するものであると考えており、特に重要な審査項目として位置づけているため、他の項目と比較し高配点としております。</p> <p>③ 仕様書「2 プログラム」(3)につきましては、自主化に向けた運営の役割分担等についてなど参加者同士で深めていくことを目的としておりますので、自主化に向けてどのような準備、内容が必要かご検討いただければと思います。</p> <p>また、(4)につきましても、プログラム内でどのような口腔体操を実施していくのが効果的なのかをご検討いただければと思います。</p>	

注 ファクシミリによる場合は、電話連絡の上、送信してください。